

利用者の皆さんへ

福祉文化会館使用料の改定等のお知らせ

市では、「利用と負担の公平性の確保」を目的に、施設使用料等の見直しを定期的に行っています。今回の見直しでは、料金の改定を行うとともに、施設を利用される方のニーズに対応し、1時間単位貸出（時間貸し）を導入することにより、利便性の向上を図ります。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

新料金等の適用時期

- ① 1時間単位貸出（時間貸し）対象の会議室等：令和5年8月利用分から
- ② 上記①以外のホール・会議室等：令和5年4月1日以後の申請分から

主な改定内容

1 文化ホール・101号室等、附帯設備の使用料の改定

統一的な算定基準により、現状の維持管理経費等を基に再算定し、料金の改定を行います。

(1) 1時間単位貸出（時間貸し）対象の会議室等 新規

【令和5年7月31日までの利用分】

[現行料金]

室名	料金/日
101号室	4,950円
303号室	11,400円

改定

【令和5年8月1日以後の利用分】

[新料金]

室名	料金/日	料金（時間）
101号室	5,000円	380円
303号室	10,300円	790円

(注) 利用日の変更に伴い、利用日が令和5年8月1日以後となった場合は、新料金が適用されます。

(2) 上記(1)以外の午前、午後等の区分貸出対象のホール・会議室等

【令和5年3月31日までの申請分】

[現行料金]

室名	料金/日
文化ホール	42,200円

改定

【令和5年4月1日以後の申請分】

[新料金]

室名	料金/日
文化ホール	50,100円

(注) 令和5年4月1日以後に利用日等の変更申請があった場合は、新料金が適用されます。

(附帯設備については、会議室等の申請日を基準として現行料金・新料金を適用します。)

(3) 附帯設備

1時間単位貸出（時間貸し）の対象となる会議室等の附帯設備については、1時間当たりの料金を設定します。また、施設間の整理を図り、料金の見直しを行います。

2 入場料等を徴収する場合の料金加算の統一

入場料等を徴収する場合の加算割合等を統一します。

利用者	徴収額	加算割合
個人等	2,000円以上	2倍
企業等	1円以上	

